

株 主 各 位

第122期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

事業報告

内部統制システム構築の基本方針および
基本方針の運用状況

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

株式会社 **タクマ**

内部統制システム構築の基本方針および基本方針の運用状況

当社は会社法および会社法施行規則に定められた「業務の適正を確保するための体制」の基本方針を取締役会において決議しております。基本方針および基本方針の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
[1]取締役、執行役員、従業員の行動規範として定めた「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」の遵守を図る。	「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」を取締役、執行役員、従業員に配付し、その周知徹底を図っております。
[2]取締役会については、取締役会規則によりその適切な運営を確保すると共に、月1回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図ると共に、取締役相互に業務執行を監督し、法令、定款の違反行為を未然に防止する。	取締役会は、毎月1回の定期開催を原則として必要に応じ適宜開催し、当社の経営にかかわる重要な事項や法令で定められた事項について意思決定を行っております。また、取締役は相互に職務の執行を監督しております。なお、当期は取締役会を16回開催いたしました。
[3]取締役の職務の執行については、監査等委員会の定める監査の方針および分担に従い、監査等委員会の監査対象になる。また、取締役が他の取締役の法令、定款の違反を発見した場合は直ちに監査等委員会へ報告し、その是正を図る。	監査等委員は、取締役会および経営執行会議等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行状況の適時かつ的確な把握と監視に努めるなど、厳正な監査を行っております。

(2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

基本方針	運用状況の概要
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」その他の関連規程に基づき適正に保存、管理する。	取締役会議事録等は、適正に作成され、担当部署において適切に保存、管理されております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

基本方針	運用状況の概要
[1]当社の業務に係るリスクに対応するため、全社におけるリスク管理を統括する部門を設け、関連委員会等と共にリスクマネジメントを推進する。	当社のリスクマネジメントは、「リスクマネジメント方針」、「リスク管理規程」等の関連諸規程に基づき遂行されており、リスクを一元管理するためリスク管理部門を置いております。
[2]損失の危険の管理に関しては、「リスク管理規程」を定めて個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ってリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする緊急対策本部を設置して危機管理にあたることとし、迅速な対応によって損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。	各部門は、年度毎に「リスク管理計画」「リスク管理報告」をまとめ、リスク対策を講じております。また、多大な損失等が想定され、全社的な対応措置が必要になった場合のための「危機管理規程」、大規模災害等の緊急事態の発生時において、事業の継続を図るための「事業継続計画書」を策定しております。

(4) 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
[1]執行役員制度により、重要事項の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離し、執行役員出席による経営執行会議を開催する。	経営の意思決定の迅速化および経営責任の所在明確化のため、執行役員制度を導入しており、取締役会に付議する事項およびその他業務執行に関する重要な事項を審議するほか、取締役会での決議事項や業務執行に係わる重要事項を的確に執行部門に指示・伝達する機関として経営執行会議を設置しております。なお、当期は経営執行会議を19回開催いたしました。
[2]経営執行会議は、取締役会に付議する事項およびその他経営に関する重要な事項を審議し、取締役会に上程する機能ならびに、取締役会での決議事項およびその他業務執行に係る重要な決定事項を効率的に遂行するため執行部門に指示・指令する機能を有する。	
[3]取締役会の決議に基づく業務執行については、「決裁権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、ならびに執行手続の詳細を定める。	

(5) 当社使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
[1]コンプライアンス全体を統括する部門を設置し、「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」に基づき、コンプライアンス体制の確立とその整備ならびに維持を図る。	コンプライアンス・C S R 推進担当部署の主導のもと、コンプライアンス・C S R を浸透させることを目的に設置した「コンプライアンス・C S R 推進機構部会」によって、その推進を図っております。
[2]法令、定款違反その他コンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス統括部門および外部の第三者機関を情報受領者とする社内通報制度を整備し、「社内通報規程」に基づきその運用を行う。	法令、定款違反その他コンプライアンスに関する事実に対し、迅速かつ効果的な対応がとれるようコンプライアンス統括部門および監査等委員会ならびに外部の第三者機関を情報受領者とする社内通報制度を設け、適切に対応しております。
[3]執行部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス体制の実施状況を含む内部監査を実施する。	内部監査部門が、経営活動全般にわたる管理・運営制度および業務遂行が、法令、社内諸規程等に適合し、正確・妥当かつ合理的なものであるかを検討・評価しております。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

基本方針	運用状況の概要
[1]当社は、「グループ経営における運営基準」を定め、これに基づき重要事項を承認し、または報告を受け、グループ全体の適正な管理を行う。	「グループ経営における運営基準」に基づき重要事項を承認し、または報告を受け、グループ全体の適正な管理を行っております。
[2]当社は、グループ会社の決算、営業状況その他重要な業務執行状況について、当社経営執行会議において、定期的に報告を受ける。	グループ会社の決算、営業状況その他重要な業務執行状況については、当社経営執行会議において四半期ごとに報告を受けております。
[3]グループ会社取締役は、グループ会社において、法令、定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合、または当社からの経営指導内容が法令、定款に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合は、直ちに当社監査等委員会へ報告を行う。	当社監査等委員は、グループ会社の取締役および監査役等と情報の交換を行い、必要に応じてグループ会社から事業の報告を受けるなど意思疎通を図っております。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

基本方針	運用状況の概要
グループ会社は、業務執行に係るリスクに対応するため、自主的方針、計画に基づいてリスクマネジメントに取り組み、当社はこれを支援する。	グループ会社のリスクマネジメントは、各社が自主的方針、計画に基づいて遂行し、当社が支援しております。

③ 子会社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
「グループ経営における運営基準」および中期経営計画等で定めるグループ方針に基づき、管轄部門が中心となってグループ会社の経営管理・経営指導を行い、グループ全体の業務の効率化および適正化を図る。	「グループ経営における運営基準」の運用、管轄部門による監督、グループ会社取締役ならびに当社管轄部門からの経営執行会議への報告等によりグループ会社の経営状況を確認しております。

④ 子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
[1]グループ会社における業務の適正を確保するため、「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」の遵守の共有化を進める。	「タクマグループコンプライアンス・CSR推進連絡会」を設置し、グループ全体においてコンプライアンス方針が徹底されるよう、グループ会社の啓蒙・教育に努めております。
[2]当社および当社グループ会社の財務報告の適正性を確保するために必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。	金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制について、経営活動に必要かつ適切な管理・運営制度を整備し、有効に運用しております。
[3]当社内部監査部門の内部監査対象に主要なグループ会社を含め、リスクの監視を行う。	当社内部監査部門は、主要なグループ会社におけるリスクマネジメントの遂行状況等が、適切なものであるかの検討・評価を行っております。

(7) 当社監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

基本方針	運用状況の概要
監査等委員会の下に「監査等委員会室」を設置し、必要に応じて、取締役（監査等委員であるものを除く。）と監査等委員会が相談のうえ補助使用人を置くこととし、当社の従業員から任命する。	監査等委員会の職務を補助する部門としての「監査等委員会室」を設置しております。

(8) 7項の取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員であるものを除く。）からの独立性に関する事項

基本方針	運用状況の概要
[1]補助使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得た上で決定する。	補助使用人は、独立性が確保されており、その任命、異動等の人事事項は監査等委員会と事前に協議を行っております。
[2]補助使用人は、業務の執行にかかる職務を兼務することが出来る。	

(9) 7項の取締役および使用人に対する当社監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項

基本方針	運用状況の概要
補助使用人が監査等委員会の指示に基づく業務を行うに際しては、取締役（監査等委員であるものを除く。）その他の業務執行者の指揮命令は受けない。	補助使用人は、監査等委員会の指示に従い監査等委員会の職務の補助を行っております。

(10) 当社監査等委員会への報告に関する体制

① 当社取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および従業員が当社監査等委員会に報告するための体制

基本方針	運用状況の概要
取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および従業員が監査等委員会に報告すべき事項ならびに時期についての規程を定め、それに基づき、監査等委員は経営執行会議その他重要な会議への出席を通じて業務執行状況を把握する。また、取締役（監査等委員であるものを除く。）、執行役員および従業員は、当社の業務、または業績に影響を与える重要な事項について適時に監査等委員へ報告する。	監査等委員は取締役会のほかに、経営執行会議、その他の重要な会議に出席し、業務の執行状況等を把握しております。その他、「監査等委員に報告すべき事項等に関する規程」に基づき、必要な報告を適時に受けております。

② 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

基本方針	運用状況の概要
[1]監査等委員はグループ会社が重要な業務執行状況について報告する当社経営執行会議に出席し報告を受けると共に、「グループ経営における運営基準」に定められた重要事項について適時に報告を受ける。	監査等委員は、経営執行会議に出席し、グループ会社の状況について四半期ごとに報告を受けております。また、その他重要な事項は適時に監査等委員に報告されております。
[2]監査等委員はグループ監査役連絡会を定期的に開催し、監査状況等の報告を受ける。	当社監査等委員とグループ会社の監査役との連携および情報共有のため「タクマグループ監査役連絡会」を定期的に開催しております。
[3]グループ会社の社内通報制度における社外通報窓口は、当社コンプライアンス統括部門または社外の第三者機関とし、グループ会社の通報窓口に届いた通報のうち重要なものについては、その調査結果を監査等委員会へ報告する。	グループ会社の通報窓口に届いた通報のうち重要なものについては、当社監査等委員会へ報告されております。

(11) 10項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
社内通報制度の通報者は、通報したことを理由として、不利な取扱いを受けることはない。	「社内通報規程」において、通報者が通報したという行為自体を理由に不利な取扱いを受けることはないと規定し、その周知を図っております。

(12) 当社監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

基本方針	運用状況の概要
当社監査等委員が、職務の執行について生ずる費用等の請求を当社へ行うときは、当該請求が監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これに応じる。	監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の処理は、監査等委員の請求に基づき速やかに実施しております。

(13) その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

基本方針	運用状況の概要
監査等委員会は、必要と認めるときは、代表取締役等に対して、監査の体制・環境整備に関し、その確保を要請することが出来る。	監査等委員会の監査が実効的に行われる体制を確保するため、監査等委員は代表取締役と定期的に会合を持ち、意思疎通を図っております。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその体制

基本方針	運用状況の概要
[1]市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、タクマグループ会社倫理憲章やタクマグループ会社行動基準に定めたとおり、一切関係を持たない。	「タクマグループ会社倫理憲章」および「タクマグループ会社行動基準」に市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たない旨を定めており、周知徹底を図っております。
[2]反社会的勢力排除に向け、反社会的勢力の最新の動向に関する情報の収集に努め、警察をはじめとする外部の専門機関との連携を図るなど、組織全体で速やかに対処する。	反社会的勢力に対応する主管部署を定めて、企業防衛対策協議会に加盟するほか、所轄警察署等との情報交換を行い最新の動向を把握するよう努めております。また、「暴力団等反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定し、組織的な対応を行う体制を整備しております。事案の発生時には必要に応じ、関係行政機関、法律の専門家等と緊密に連携し、速やかに対処いたします。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,367	3,708	89,846	△6,352	100,569
当期変動額					
剰余金の配当			△5,878		△5,878
親会社株主に帰属する 当期純利益			13,732		13,732
自己株式の取得				△7,789	△7,789
自己株式の処分		26		112	139
自己株式の消却		△28	△8,752	8,781	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△1	△899	1,104	203
当期末残高	13,367	3,707	88,946	△5,248	100,772

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	7,904	39	96	123	8,165	829	109,563
当期変動額							
剰余金の配当							△5,878
親会社株主に帰属する 当期純利益							13,732
自己株式の取得							△7,789
自己株式の処分							139
自己株式の消却							－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,726	△6	94	806	3,621	197	3,819
当期変動額合計	2,726	△6	94	806	3,621	197	4,023
当期末残高	10,631	33	191	930	11,787	1,027	113,586

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

46社

(株)サンプラント、(株)日本サーモエナー、タクマ・エンジニアリング(株)、協立設備(株)、(株)タクマテクノス、(株)北海道サニタリー・メンテナンス、(株)タクマテクノス北海道、タクマシステムコントロール(株)、(株)タクマプラント、(株)アイメット、(株)ダン・タクマ、(株)環境ソルテック、エナジーメイト(株)、長泉ハイトラスト(株)、藤沢ハイトラスト(株)、いわて県北クリーン(株)、ひたちなか・東海ハイトラスト(株)、阿南ハイトラスト(株)、くるめハイトラスト(株)、ほくたんハイトラスト(株)、諏訪湖ハイトラスト(株)、今治ハイトラスト(株)、かしはらハイトラスト(株)、(株)タクマエナジー、町田ハイトラスト(株)、住之江ハイトラスト(株)、さいたまハイトラスト(株)、駒岡ハイトラスト(株)、西知多ハイトラスト(株)、(株)テクノリンクス、うわじまハイトラスト(株)、函館ハイトラスト(株)、志太ハイトラスト(株)、隠岐の島ハイトラスト(株)、湖北ハイトラスト(株)、大阪中央ハイトラスト(株)、足利ハイトラスト(株)、白石ハイトラスト(株)、尼崎ハイトラスト(株)、行田羽生ハイトラスト(株)、(株)IHI汎用ボイラ、市川ハイトラスト(株)、東金ハイトラスト(株)、一関ハイトラスト(株)、臺田環工股份有限公司、SIAM TAKUMA Co., Ltd.

なお、当連結会計年度より、新たに株式を取得した(株)IHI汎用ボイラを連結の範囲に含めております。また、新たに設立した市川ハイトラスト(株)、東金ハイトラスト(株)及び一関ハイトラスト(株)を連結の範囲に含めております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

山形中央ハイトラスト(株)

非連結子会社は、企業集団における重要性が低く、また、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも小規模であり、連結計算書類に重要な影響をおよぼしていないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数

0社

(2) 持分法適用の関連会社の数

2社

栃木ハイトラスト(株)、米沢バイオエナジー(同)

(3) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社のうち、主要な会社の名称等

(株)エコス米沢、正熊機械股份有限公司

これらの会社は、それぞれ、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等におよぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる場合の内容等

SIAM TAKUMA Co., Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価については、その他有価証券で、市場価格のない株式等以外のもは時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっております。
- ② 商品及び製品については移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
仕掛品の評価については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
原材料及び貯蔵品の評価については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、主として定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 製品保証引当金は、製品納入後のアフターサービス費の支出に備えるため、保証期間内のアフターサービス費用見積額を計上しております。
- ④ 工事損失引当金は連結会計年度末受注残となる請負工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注金額を大幅に超過することが判明したものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる超過額を計上しております。
- ⑤ 役員退職慰労引当金は役員の退職慰労金について、一部の連結子会社では、内規に基づく連結会計年度末要支給額の100%相当額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 工事契約

工事契約は、次の要件のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

(a) 顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する

(b) 顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している

履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、主として、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② 運転管理、O&M等

運転管理、O&M等は、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、主に、発生した原価が予想される原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している場合は、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足したのち概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（主として10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（主として10年）による定額法により按分した額を、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② グループ通算制度を適用しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積り、当該期間において均等償却しております。ただし、その金額が僅少な場合は発生年度に全額償却しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約等の売上高	61,891百万円
工事損失引当金	763百万円
繰延税金資産	2,408百万円

連結貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	240百万円
売掛金	5,076百万円
計	5,316百万円

また、工事契約履行保証として、定期預金94百万円を担保に供しております。

(2) 担保に係る債務

短期借入金	673百万円
長期借入金	76百万円
計	750百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,160百万円

3. 国庫補助金等による圧縮記帳累計額 1,087百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における種類ごとの発行済株式の総数

普通株式 75,689千株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,980	39円	2025年3月31日	2025年6月26日
2025年11月12日 取締役会	普通株式	2,898	39円	2025年9月30日	2025年12月5日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

(1) 配当金の総額	3,934百万円
(2) 1株当たり配当額	54円
(3) 基準日	2026年3月31日
(4) 効力発生日	2026年6月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入による方針であります。デリバティブ取引は、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、社内規程に従い、取引先別の期日管理及び残高管理を行うことによりリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金の資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しているほか、運転資金の機動的かつ安定的な調達を行うため、複数の金融機関とコミットメントライン契約を締結するなど流動性リスクに備えております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約についてはその金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券（※2）			
その他有価証券	21,839	21,839	－
(2) 長期借入金（※3）	79	73	△6
(3) デリバティブ取引（※4）	48	48	－

（※1）現金は注記を省略しており、「預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	2,917
組合出資金	289

（※3）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金の金額が含まれております。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示することとしております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,545円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 185円04銭 |

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント							合計
	環境・エネルギー(国内)事業 一般廃棄物処理プラント	エネルギー プラント	その他	小計	環境・エネルギー(海外)事業	民生熱エネルギー事業	設備・システム事業	
外部顧客への売上高	75,556	32,275	18,836	126,668	3,627	26,803	8,520	165,620

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

未充足(または部分的に未充足)の履行義務に配分した取引価格は722,939百万円です。当該履行義務は環境・エネルギー(国内)事業における工事契約及び運転管理、O&M等に係るものであり、工事契約は概ね5年以内に売上高として認識され、運転管理、O&M等は概ね20年以内に売上高として認識されると見込まれます。

重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

連結子会社間の合併

当社の連結子会社である株式会社日本サーモエナードと、同じく連結子会社の株式会社IHI汎用ボイラは、2026年4月1日付で合併しました。

1. 取引の概要

(1)結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業の名称：株式会社日本サーモエナード

事業内容：各種ボイラ・熱管理機器・省エネルギー機器・公害防止機器及び付帯設備設計、製作、販売、施工、工事監理、技術指導サポート、設備診断、運転・保守・メンテナンスサービス、部品・水処理薬品供給サービス

被結合企業の名称：株式会社IHI汎用ボイラ

事業内容：各種ボイラ・熱管理機器・省エネルギー機器・公害防止機器及び付帯設備設計、製作、販売、施工、工事監理、技術指導サポート、設備診断、運転・保守・メンテナンスサービス、部品・水処理薬品供給サービス

(2)企業結合日

2026年4月1日

(3)企業結合の法的形式

株式会社日本サーモエナードを存続会社、株式会社IHI汎用ボイラを消滅会社とする吸収合併方式

(4)結合後企業の名称

株式会社日本サーモエナード

(5)その他取引の概要に関する事項

本合併は、株式会社日本サーモエナードと株式会社IHI汎用ボイラの経営資源を集約させ、販売・メンテナンス網の有効活用、貫流ボイラ等の生産効率の向上、技術開発の強化等を実現し、民生熱エネルギー事業の競争力強化を図るものであります。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理を行う予定です。

(取得による企業結合)

当社の連結子会社である株式会社タクマテクノスは、2026年4月1日に、株式会社カンエイメンテナンスの全株式を取得しました。

1. 被取得企業の名称、事業内容

名称 : 株式会社カンエイメンテナンス

事業内容 : 一般廃棄物処理プラント等の運転・維持管理、各種プラントの設備工事、化成品等の販売

2. 株式取得の理由

環境・エネルギー（国内）事業におけるプラントのアフターサービス事業（ストック型ビジネス）の強化のため

3. 株式取得の時期

2026年4月1日

4. 取得した議決権比率

100%

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び自己株式の消却を行う理由

資本効率の向上並びに株主還元の充実のため、自己株式の取得及び消却を実施いたします。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,000,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.75%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 4,000,000,000円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2026年5月15日～2026年9月7日 |
| (5) 取得方法 | 市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 消却する株式の数 | 上記2により取得した自己株式の全株式数 |
| (3) 消却予定日 | 2026年10月30日 |

(株式給付信託 (J-ESOP-RS) の導入(詳細決定)及び第三者割当による自己株式の処分について)

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、「株式給付信託 (J-ESOP-RS)」(以下「本制度」といいます。)の導入に係る詳細について決議いたしました。また、本制度の導入に伴い、同日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分 (以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしました。

1. 本信託の概要

- (1)名称 : 株式給付信託 (J-ESOP-RS)
- (2)委託者 : 当社
- (3)受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
- (4)受益者 : 対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5)信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6)信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7)信託の目的 : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること
- (8)本信託契約の締結日 : 2026年5月29日
- (9)金銭を信託する日 : 2026年5月29日
2026年5月29日から信託が終了するまで
- (10)信託の期間 : (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

2. 本自己株式処分の概要

- (1)処分期日 : 2026年5月29日
- (2)処分する株式の種類及び数 : 普通株式150,000株
- (3)処分価額 : 1株につき金2,785円
- (4)処分総額 : 417,750,000円
- (5)処分予定先 : 株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)
- (6)その他 : 本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出いたします。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	13,367	3,907	－	3,907	62,598	62,598	△6,239	73,634
当期変動額								
剰余金の配当					△5,878	△5,878		△5,878
当期純利益					11,444	11,444		11,444
自己株式の取得							△7,789	△7,789
自己株式の処分			28	28			111	139
自己株式の消却			△28	△28	△8,752	△8,752	8,781	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	△3,186	△3,186	1,102	△2,084
当期末残高	13,367	3,907	－	3,907	59,412	59,412	△5,136	71,550

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	7,820	39	7,860	81,495
当期変動額				
剰余金の配当				△5,878
当期純利益				11,444
自己株式の取得				△7,789
自己株式の処分				139
自己株式の消却				－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	2,530	△6	2,523	2,523
当期変動額合計	2,530	△6	2,523	439
当期末残高	10,351	33	10,384	81,934

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 仕掛品の評価については個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
原材料及び貯蔵品の評価については総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。
- (2) 有価証券の評価については、子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法によっております。また、その他有価証券で、市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法は、定率法によっております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
- (2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 製品保証引当金は、製品納入後のアフターサービス費の支出に備えるため、保証期間内のアフターサービス費用見積額を計上しております。
- (4) 工事損失引当金は事業年度末受注残となる請負工事のうち、発生する工事原価の見積額が、受注金額を大幅に超過することが判明したものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる超過額を計上しております。
- (5) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

また、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 工事契約

工事契約は、次の要件のいずれかに該当するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

(a) 顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配する

(b) 顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じ、かつ、顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を収受する強制力のある権利を有している

履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、主として、履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領するとともに、残額については履行義務をすべて充足したのち概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(2) O&M等

O&M等は、顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受するため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、主に、発生した原価が予想される原価総額に占める割合に基づいて行っております。また、現在までに履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有している場合は、請求する権利を有している金額で収益を認識しております。

なお、取引の対価は、履行義務を充足したのち概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

5. その他計算書類を作成するための基本となる事項

(1) 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度を適用しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

一定の期間にわたり充足される履行義務に係る工事契約等の売上高	50,234百万円
工事損失引当金	599百万円
繰延税金資産	－百万円

貸借対照表の注記

1. 担保に供している資産	
関係会社株式	821百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	10,240百万円
3. 国庫補助金等による圧縮記帳累計額	197百万円
4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	6,844百万円
短期金銭債務	3,564百万円
長期金銭債権	1,985百万円

損益計算書の注記

関係会社との取引高	
売上高	7,039百万円
仕入高	9,710百万円
その他の営業取引高	211百万円
営業取引以外の取引高	2,511百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	
普通株式	2,835 千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は退職給付引当金であり、繰延税金負債の発生の主な原因はその他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等							
種 類	会社等の名称	議 決 権 等 の 所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	湖北ハイ トラスト(株)	直接 51.0 間接 19.0	当社納入製品の 建設工事・運転管理	製品の 建設工事	774	契約資産	1,436
子会社	大阪中央 ハイトラスト(株)	直接 100.0	当社納入製品の 建設工事・点検整備	製品の 建設工事	2,099	契約資産	2,348
関連 会社	米沢バイオ エナジー(同)	直接 35.0	当社製品による バイオマス発電	資金の貸付 (※1)	400	短期貸付金	210
						長期貸付金	1,400

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

※ 1 資金の貸付について、利率・返済期間等は一般取引と同様に決定しております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1 株当たり純資産額	1,124円66銭
2. 1 株当たり当期純利益	154円22銭

収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)
「連結計算書類 連結注記表 収益認識に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

重要な後発事象に関する注記

「連結計算書類 連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。